



# 熊本県公報

第12121号

平成24年6月15日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 種畜証明書を書換交付…………… (畜産課) 1
- 熊本県地域総合整備資金貸付事項の一部改正…………… (地域振興課) 2
- 熊本県防災行政無線管理規程の一部改正…………… (危機管理防災課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… ( " ) 6
- 熊本県推計人口調査要綱の一部改正…………… (統計調査課) 6
- 形質変更時要届出区域の指定…………… (環境保全課) 11
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 12
- 障害者自立支援法第54条第2項に定める指定自立支援医療機関の指定…………… ( " ) 13
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 13
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 14
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 14
- 道路の区域変更…………… ( " ) 14
- 道路の供用開始…………… ( " ) 15
- 情報の公開に努める出資団体等…………… (県政情報文書課) 15
- 個人情報保護に努める出資法人等…………… ( " ) 16
- 公 告
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 17
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 17
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 18
- 土地改良区の定款変更認可…………… ( " ) 18
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 19
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 19
- 登 載 依 頼
- 熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会の開催…………… (障がい者支援課) 19
- 平成24年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催…………… (教育政策課) 19
- 平成24年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に関する競争入札に参加するものに関する資格…………… (高校教育課) 20
- 平成24年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入…………… ( " ) 20
- 駐車監視員資格者講習…………… (警察本部交通指導課) 24

## 告 示

### 熊本県告示第790号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種畜の名前 (登録番号)	飼養者の住所及び氏名又は名称	
	(新)	(旧)
ブラックホーク (日軽繁01849)	熊本県熊本市東区小山2-10-50 本田 土寿	北海道沙流郡日高町富川東3丁目3-1 ブリーダーズ・スタリオン・ステーション
スターオブジーン (日軽繁01498)	熊本県熊本市東区小山2-10-50 本田 土寿	熊本県熊本市小山2-10-50 本田 土寿
藤勝糸8 (全和10子西諸黒 676505243)	熊本県水俣市中鶴985-3 山本教一郎	宮崎県小林市大字細野5157-29 独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場
忠安仁 (全和黒原5389)	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 錦江ファーム	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名2074 南さつま家畜人工授精所
金峯山 (全和黒原4882)	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 錦江ファーム	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名2074 南さつま家畜人工授精所

熊本県告示第 7 9 1 号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成 2 4 年 6 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項  
熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 3 6 7 号）の一部を次のよう  
に改正する。

附則第 2 項中「平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間」を「平成 2 4  
年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県告示第 7 9 2 号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成 2 4 年 6 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程  
熊本県防災行政無線管理規程（昭和 5 3 年熊本県告示第 1 0 3 8 号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 3 条関係）」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 5 条、第 9 条関係）」に改め、同表の 4（2）イの表中「宇城広域消防本部通信主管課長」を「宇城広域連合消防本部通信主管課長」に、「有明消防本部通信主管課長」を「有明広域行政事務組合消防本部通信主管課長」に、「山鹿植木広域消防本部通信主管課長」を「山鹿植木広域行政事務組合消防本部通信主管課長」に、「菊池消防本部通信主管課長」を「菊池広域連合消防本部通信主管課長」に、「阿蘇広域消防本部通信主管課長」を「阿蘇広域行政事務組合消防本部通信主管課長」に、「上益城消防本部通信主管課長」を「上益城消防組合消防本部通信主管課長」に、「八代広域消防本部通信主管課長」を「八代広域行政事務組合消防本部通信主管課長」に、「水俣芦北消防本部通信主管課長」を「水俣芦北広域行政事務組合消防本部通信主管課長」に、「人吉下球磨消防本部通信主管課長」を「人吉下球磨消防組合消防本部通信主管課長」に、「上球磨消防本部通信主管課長」を「上球磨消防組合消防本部通信主管課長」に、「天草消防本部通信主管課長」を「天草広域連合消防本部通信主管課長」に改め、同表の 5 の 5 の表陸上移動局防災熊土 2 の項及び陸上移動局防災熊土 7 の項を削り、同表陸上移動局防災矢部 4 の項中「防災矢部 4」を「防災矢部 3」に改め、同表陸上移動局防災矢部 5 の項を削り、同表の 6（1）の表固定局榎島水位の項中「榎島水位」を「榎島橋水位」に改め、同表固定局長州港潮位の項中「玉名郡長洲町大字長洲字新塘 3 3 3 7 - 3」を「玉名郡長洲町大字長洲字新塘 3 3 3 7 - 3」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 6 月 1 5 日から施行する。

**熊本県告示第793号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
サンシャインワークス 合志市豊岡2000-1653	社会福祉法人共生福祉会 合志市豊岡字北拾町2000番地1653 立山 文一	平成24年4月1日	4312900113	自立訓練（生活訓練）
サニーサイドワークセンター 菊池市泗水町南田島字宮迫1864番地	社会福祉法人友朋会 菊池市泗水町南田島字宮迫1794番地 衛藤 博	平成24年4月1日	4311200184	自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型
きらら 熊本市河内町船津2709-98	社会福祉法人 明悠会 熊本市河内町野出3番地1 中川 格清	平成24年4月1日	4320101621	共同生活介護
グループホーム・ケアホームあかり 八代市高下西町1760番地	社会福祉法人 権現福祉会 八代市場町35番地2 松本 善孝	平成24年4月1日	4320200480	共同生活介護、共同生活援助
オレンジワーク 熊本市河内町船津2711-2	特定非営利活動法人 オレンジワークの会 熊本市河内町船津2711-2 寺本 禮次	平成24年4月1日	4310100690	就労移行支援

**熊本県告示第794号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
NPO法人ワークショップひなたぼっこ 天草市牛深町129番地3	NPO法人ワークショップひなたぼっこ 天草市牛深町129番地3 山中 希見子	平成24年4月1日	4313000509	就労継続支援B型

NPO法人荒尾きぼうの家 荒尾市荒尾下川後田3959番地10	NPO法人荒尾きぼうの家 荒尾市荒尾下川後田3959番地10 上田 徹	平成24年4月1日	4310300225	就労継続支援B型
ナチュラルファーム いまここ 阿蘇郡西原村大字小森3264番地	NPO法人にしはらたんぼぼハウス 阿蘇郡西原村大字小森3264番地 福永 一之	平成24年4月1日	4311350104	就労継続支援B型
宇城きぼうの家 宇城市不知火町高良2710番地	NPO法人宇城きぼうの家 宇城市不知火町高良2710番地 右山 剛	平成24年4月1日	4312700315	就労継続支援B型

**熊本県告示第795号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援施設 阿蘇くんわの里 阿蘇市黒川431番地	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大字大利字古桑野657番—3 岩本 浩治	平成24年4月1日	4312800131	就労移行支援（一般型）
				生活介護
				施設入所支援
				短期入所

**熊本県告示第796号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
特定非営利活動法人にこ 合志市豊岡2000番231号	特定非営利活動法人にこ 合志市豊岡2000番231号 森田 晃央	平成24年4月1日	4312900287	就労継続支援A型

**熊本県告示第797号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グループホーム ばらん家 水俣市汐見町2丁目3番157号	NPO法人ばらん家 葦北郡芦北町大字佐敷443番地79 松原 久美子	平成24年4月1日	4320700232	共同生活援助

## 熊本県告示第798号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
まどか工房 水俣市月浦269番13	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦269番13 萩嶺 淨円	平成24年4月1日	4310700218	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型
まどか園 水俣市月浦269番13	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦269番13 萩嶺 淨円	平成24年4月1日	4320700174	共同生活介護
まどか園 水俣市月浦269番13	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦269番13 萩嶺 淨円	平成24年4月1日	4310700226	短期入所

## 熊本県告示第799号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
第一きぼうの家 宇城市松橋町竹崎1115番地の1	社会福祉法人清香会 宇城市松橋町竹崎1115番地の1 山内 泰人	平成24年4月1日	4322700024	共同生活介護
ソレイユ 宇土市松山町1843-1	特別医療法人再生会 宇土市松山町19	平成24年4月1日	4312300140	自立訓練（生活訓練）

	01番地 荒木 邦生			
みらい 玉名市岱明町野口 字塚原666番	社会福祉法人きら きら 玉名市岱明町野口 字塚原666番 西山 敏雄	平成24年 4月1日	4310400314	短期入所
グループホーム かがやき 玉名市天水町小天 1143-1	NPO法人ひろき 玉名市天水町小天 3845番地 田尻 勝寛	平成24年 4月1日	4320400320	共同生活援助

**熊本県告示第800号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
じょうどいクリニック 宇城市松橋町南豊崎596-3	平成24年6月1日	1410569
社団法人八代市医師会 八代市医師会 立病院 八代市平山新町4438-3	平成24年6月1日	1710810
あざりあ薬局 菊池郡大津町大字室210番7	平成24年6月1日	2640754
西本真生堂薬局合志店 合志市幾久富1758-802	平成24年6月1日	1940221

**熊本県告示第801号**

熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱  
熊本県推計人口調査要綱（昭和42年熊本県告示第240号の6）の一部を次のように改正する。

第6条中「行なう。」を「行う。」に改め、同条第5号を削る。

別紙第1号様式から別紙第4号様式までを次のように改める。



第2号様式

推計人口調査票(転入票)

年 月分

市区町村コード 

1	3
---	---

 市町村

転入者及び実態調査等による職権記載者

( 枚中 

78	80
----	----

 枚目)

氏名	性別 男女	生 年 月			職 権	従 前 の 住 所	※ 都 道 府 県				備 考	
		年 号	年	月			市 区 町 村 コー ド					
4 A	5 12	M	T	S	H		13				18	
	19 12	M	T	S	H		27				32	
	33 12	M	T	S	H		41				46	
	47 12	M	T	S	H		55				60	
	61 12	M	T	S	H		69				74	
4 A	5 12	M	T	S	H		13				18	
	19 12	M	T	S	H		27				32	
	33 12	M	T	S	H		41				46	
	47 12	M	T	S	H		55				60	
	61 12	M	T	S	H		69				74	
4 A	5 12	M	T	S	H		13				18	
	19 12	M	T	S	H		27				32	
	33 12	M	T	S	H		41				46	
	47 12	M	T	S	H		55				60	
	61 12	M	T	S	H		69				74	
4 A	5 12	M	T	S	H		13				18	
	19 12	M	T	S	H		27				32	
	33 12	M	T	S	H		41				46	
	47 12	M	T	S	H		55				60	
	61 12	M	T	S	H		69				74	
4 A	5 12	M	T	S	H		13				18	
	19 12	M	T	S	H		27				32	
	33 12	M	T	S	H		41				46	
	47 12	M	T	S	H		55				60	
	61 12	M	T	S	H		69				74	
4 A	5 12	M	T	S	H		13				18	
	19 12	M	T	S	H		27				32	
	33 12	M	T	S	H		41				46	
	47 12	M	T	S	H		55				60	
	61 12	M	T	S	H		69				74	

熊 本 県

第3号様式

推計人口調査票(転出票)

年 月分

市区町村コード 1 3 市町村

県外転出者及び実態調査等による職権消除者

( 枚中 78 80 枚目)

氏名	性別 男女	生 年 月			職 権	転 出 先	※ 都 道 府 県				備 考	
		年 号	年	月			市 区 町 村 コ ー ド					
4 B	5 12	M T S H					13	0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27	0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41	0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55	0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69	0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13	0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27	0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41	0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55	0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69	0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13	0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27	0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41	0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55	0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69	0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13	0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27	0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41	0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55	0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69	0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13	0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27	0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41	0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55	0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69	0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13	0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27	0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41	0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55	0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69	0	0	0	74	

第4号様式

推計人口調査票(死亡票)

年 月分

市区町村コード

1 3

市町村

死亡者

( 枚中 78 80 枚目)

氏名	性別		生 年 月			備考	氏名	性別		生 年 月			備考
	男女	年号	年	月	男女			年号	年	月			
4 C	5	M	T	S	H		5	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	19	M	T	S	H		19	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	26	M	T	S	H		26	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	33	M	T	S	H		33	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	40	M	T	S	H		40	M	T	S	H		
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
47	M	T	S	H		47	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
54	M	T	S	H		54	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
61	M	T	S	H		61	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
4 C	5	M	T	S	H		5	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	19	M	T	S	H		19	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	26	M	T	S	H		26	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	33	M	T	S	H		33	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	40	M	T	S	H		40	M	T	S	H		
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
47	M	T	S	H		47	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
54	M	T	S	H		54	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
61	M	T	S	H		61	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
4 C	5	M	T	S	H		5	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	19	M	T	S	H		19	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	26	M	T	S	H		26	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	33	M	T	S	H		33	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	40	M	T	S	H		40	M	T	S	H		
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
47	M	T	S	H		47	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
54	M	T	S	H		54	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
61	M	T	S	H		61	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
4 C	5	M	T	S	H		5	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	19	M	T	S	H		19	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	26	M	T	S	H		26	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	33	M	T	S	H		33	M	T	S	H		
	12	M	T	S	H		12	M	T	S	H		
	40	M	T	S	H		40	M	T	S	H		
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
47	M	T	S	H		47	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
54	M	T	S	H		54	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			
61	M	T	S	H		61	M	T	S	H			
12	M	T	S	H		12	M	T	S	H			

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

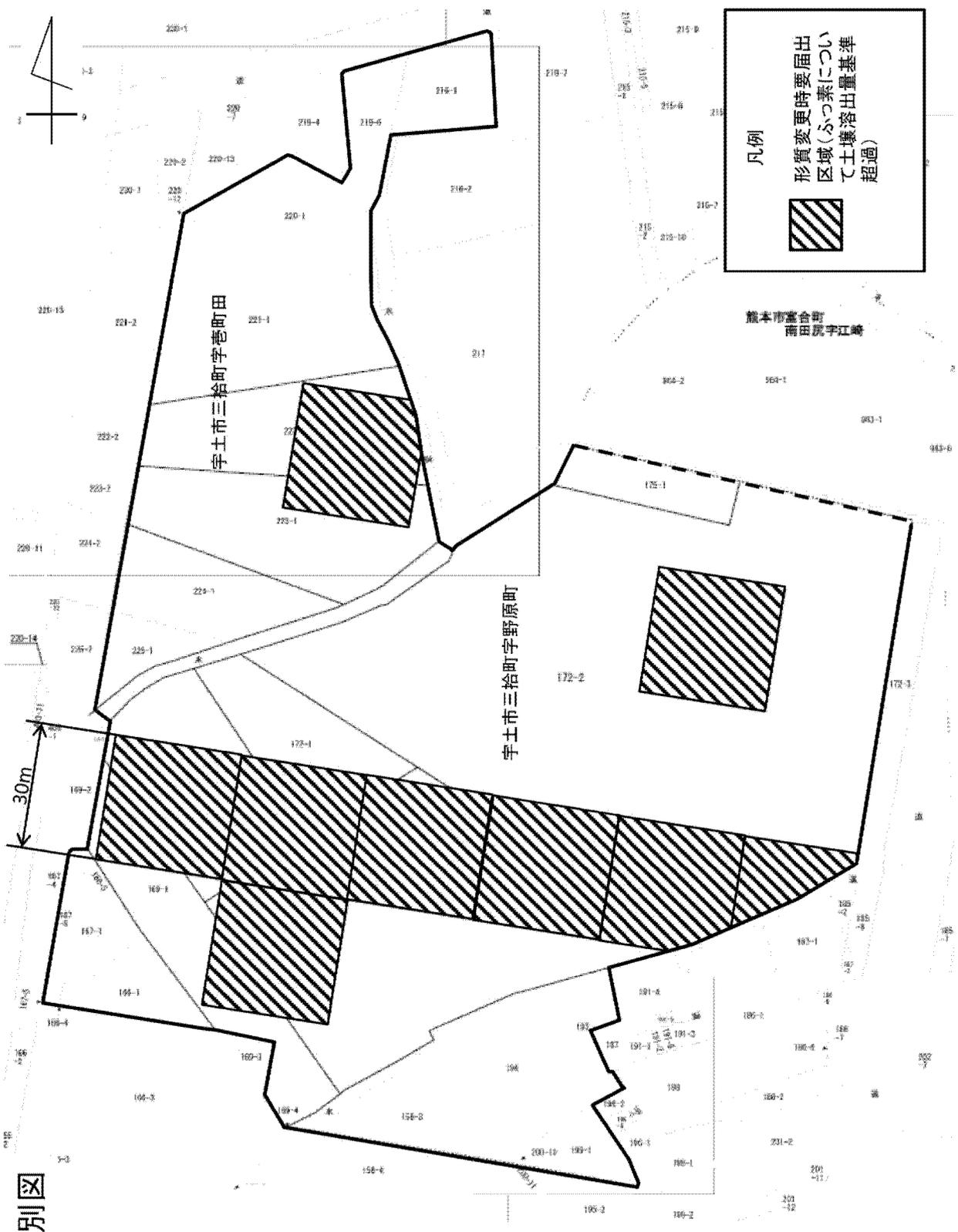
## 熊本県告示第802号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同条第3項の規定において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 形質変更時要届出区域に指定する区域  
熊本県宇土市三拾町字野原町169番1、170番、171番1、172番1及び172番2並びに宇耄町田222番1及び223番1の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
該当なし
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号から第11号までのうち該当するもの  
第9号（土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの）



熊本県告示第 8 0 3 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 4 年 6 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内 科	宮村 信博	平成24年6月1日	公立玉名中央病院 玉名市中1950
腎臓内科	久木山 厚子	平成24年6月1日	宇土中央クリニック 宇土市浦田町136
整形外科	福田 啓治	平成24年6月1日	後藤整形外科医院 菊地市隈府923
神経内科	磯田 和也	平成24年6月1日	熊本労災病院 八代市竹原町1650

**熊本県告示第804号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
さつき薬局御船店	上益城郡御船町御船935番地1	調 剤	平成24年6月1日
清風薬局サンロード湯前店	球磨郡湯前町2214	調 剤	平成24年6月1日

**熊本県告示第805号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木字歌坂2046番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字歌坂2046番2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第806号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字市野瀬字岩下983番1、1002番、字割子立1180番1、1180番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩下983番1・1002番・字割子立1180番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
こじま整骨院	小嶋 敦士	八代市本野町1970番地1	平成24年6月4日

熊本県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年6月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町大字杉水 722番地先から 同所 1101番1地先まで	前	5.8 ～ 13.4	310.8	一括交 安（改 築によ る拡幅）
			後	10.0 ～ 13.4		

2 区域を変更する期日 平成24年6月15日

熊本県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年6月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市野々島八反畑 4838番1地先から 同所	前	7.3 ～ 15.7	343.0	一括交 安（改 築によ

	4854番1地先まで	後	10.4 ～ 18.6	343.0	る拡幅)
--	------------	---	-------------------	-------	------

2 区域を変更する期日 平成24年6月15日

**熊本県告示第810号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3353番5地先から 同所 3356番4地先まで	113.4	一括道路（舗装）

2 供用を開始する期日 平成24年6月15日

**熊本県告示第811号**

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第33条第1項の規定により実施機関が定める法人を次のとおり定めたので、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県規則第29号）第14条の規定により告示する。

平成22年12月7日熊本県告示第1096号（情報の公開に努める出資団体等）は、廃止する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	主たる事務所の所在地
フィッシャリーナ天草株式会社	上天草市松島町合津7500
公益財団法人熊本県立劇場	熊本市中央区大江二丁目7-1
天草エアライン株式会社	天草市五和町城河原一丁目2080-5
熊本空港ビルディング株式会社	上益城郡益城町大字小谷1802-2
肥薩おれんじ鉄道株式会社	八代市萩原町一丁目1-1
財団法人熊本さわやか長寿財団	熊本市中央区南千畑町3-7
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	熊本市東区長嶺南二丁目3-2
公益財団法人熊本県総合保健センター	熊本市東区東町四丁目11-1
財団法人熊本県角膜・腎臓・バンク協会	熊本市東区長嶺南二丁目1-1
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター	熊本市中央区白山一丁目4-9
公益財団法人水俣・芦北地域振興財団	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
公益財団法人くまもと地下水財団	熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所内
財団法人熊本県環境整備事業団	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
財団法人熊本テルサ	熊本市中央区水前寺公園28-51
公益財団法人熊本県雇用環境整備協会	熊本市中央区水前寺一丁目4-1
財団法人熊本勤労総合福祉センター	熊本市東区石原二丁目2-28
財団法人荒尾産炭地域振興センター	荒尾市宮内出目390
財団法人くまもとテクノ産業財団	上益城郡益城町大字田原2081-10
財団法人熊本県起業化支援センター	上益城郡益城町大字田原2081-10

株式会社テクノインキュベーションセンター	上益城郡益城町大字田原2081-10
社団法人熊本県観光連盟	熊本市中央区水前寺六丁目5-19
一般財団法人熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉城町3-35
社団法人熊本県物産振興協会	熊本市中央区桜町3-1 NTT西日本桜町ビル1階
公益財団法人熊本県農業公社	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
熊本県農業会議	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
熊本県農業信用基金協会	熊本市中央区南千反畑町2-3
熊本県漁業信用基金協会	熊本市西区新港町一丁目4-15
社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会	熊本市東区小山町1846
社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	熊本市中央区南千反畑町3-1
公益社団法人熊本県畜産協会	熊本市東区桜木六丁目3-54
社団法人熊本県林業公社	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
公益財団法人熊本県林業従事者育成基金	熊本市中央区水前寺六丁目5-19
公益財団法人くまもと里海づくり協会	上天草市大矢野町中宇汐垂2435-2
財団法人熊本県建設技術センター	熊本市南区域城南町舞原194
財団法人白川水源地域対策基金	熊本市中央区水前寺六丁目18-1

#### 熊本県告示第812号

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第34条の規定により実施機関が定める法人を次のとおり定めたので、知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県規則第30号）第18条の規定により告示する。

平成16年5月17日熊本県告示第494号（個人情報の保護に努めるべき出資法人等）は、廃止する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	主たる事務所の所在地
フィッシャリーナ天草株式会社	上天草市松島町合津7500
天草エアライン株式会社	天草市五和町城河原一丁目2080-5
熊本空港ビルディング株式会社	上益城郡益城町大字小谷1802-2
肥薩おれんじ鉄道株式会社	八代市萩原町一丁目1-1
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	熊本市東区長嶺南二丁目3-2
公益財団法人水俣・芦北地域振興財団	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
公益財団法人くまもと地下水財団	熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所内
財団法人熊本県環境整備事業団	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
公益財団法人熊本県雇用環境整備協会	熊本市中央区水前寺一丁目4-1
財団法人荒尾産炭地域振興センター	荒尾市宮内出目390
財団法人熊本県起業化支援センター	上益城郡益城町大字田原2081-10
株式会社テクノインキュベーションセンター	上益城郡益城町大字田原2081-10
社団法人熊本県観光連盟	熊本市中央区水前寺六丁目5-19
熊本県農業会議	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
熊本県漁業信用基金協会	熊本市西区新港町一丁目4-15
社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会	熊本市東区小山町1846
社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	熊本市中央区南千反畑町3-1
社団法人熊本県林業公社	熊本市中央区水前寺六丁目18-1

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金	熊本市中央区水前寺六丁目5-19
熊本県道路公社	熊本市中央区水前寺六丁目5-19
財団法人白川水源地域対策基金	熊本市中央区水前寺六丁目18-1

公 告

熊本県公告第 3 5 6 号

熊本市に事務所を置く寺迫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 4 年 6 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂口 信行	熊本市北区北迫町 4 1 8 番地 1
理事	田尻 源好	熊本市北区万楽寺町 2 5 2 番地 2
理事	村上 光生	熊本市北区植木町鑑田 1 9 7 6 番地
理事	北村 広秋	熊本市北区太郎迫町 4 5 0 番地 2
理事	川田 義治	熊本市北区万楽寺町 4 5 3 番地
理事	内田 孝信	熊本市北区万楽寺町 5 5 5 番地
理事	奥村 智廣	熊本市北区立福寺町 1 3 5 2 番地
理事	木村 雅美	熊本市北区立福寺町 7 1 0 番地
理事	橋本 順一	熊本市北区北迫町 8 1 9 番地 3
理事	伊藤 光信	熊本市北区植木町辺田野 7 0 番地 2
理事	長田 剛	熊本市北区植木町萩迫 5 1 2 番地
理事	原口 正秋	熊本市北区太郎迫町 1 8 1 番地
監事	北村 英治	熊本市北区太郎迫町 3 3 5 番地
監事	伊藤 壽敏	熊本市北区植木町辺田野 1 0 7 0 番地 1
監事	坂梨 廣	熊本市北区立福寺町 6 6 5 番地 1
就任		
理事	坂口 信行	熊本市北区北迫町 4 1 8 番地 1
理事	田尻 源好	熊本市北区万楽寺町 2 5 2 番地 2
理事	北村 広秋	熊本市北区太郎迫町 4 5 0 番地 2
理事	坂口 恵弘	熊本市北区太郎迫町 4 3 0 番地
理事	北村 富生	熊本市北区太郎迫町 4 7 5 番地 1
理事	奥村 智廣	熊本市北区立福寺町 1 3 5 2 番地
理事	木村 雅美	熊本市北区立福寺町 7 1 0 番地
理事	牛島 和明	熊本市北区万楽寺町 4 2 0 番地
理事	橋本 順一	熊本市北区北迫町 8 1 9 番地 3
理事	西 憲正	熊本市北区植木町鑑田 2 0 1 2 番地
理事	伊藤 光信	熊本市北区植木町辺田野 7 0 番地 2
理事	小森田 巧	熊本市北区植木町萩迫 2 8 6 番地 1
監事	村上 司	熊本市北区立福寺町 1 3 2 0 番地
監事	田尻 信隆	熊本市北区万楽寺町 6 2 2 番地
監事	伊藤 修二	熊本市北区植木町辺田野 1 0 7 8 番地

熊本県公告第 3 5 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 4 年 6 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字久保田字中原2955番1及び同2956番1  
3,779.90平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号  
株式会社 南栄開発

**熊本県公告第358号**

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太傘田1300番地3
理事	吉田 弘	八代市鏡町下有佐264番地
理事	伊藤 正美	八代市鏡町上鏡445番地2
理事	河野 俊光	八代郡氷川町鹿野125番地2
理事	井上 秋廣	八代郡氷川町網道1444番地
理事	坂田 道雄	八代郡氷川町網道73番地
理事	高木 浩一	八代郡氷川町野津4574番地
理事	坂本 悦男	八代郡氷川町大野842番地2
理事	久保田 武徳	八代郡氷川町椿464番地
理事	西村 末好	八代郡氷川町早尾983番地1
理事	西田 直	八代郡氷川町有佐115番地
理事	松田 忠一	八代郡氷川町中島294番地
理事	木村 国博	八代郡氷川町今132番地
監事	宮村 誠	八代市鏡町上鏡45番地
監事	田村 義勝	八代郡氷川町高塚1895番地1
監事	宮崎 繁晴	八代市鏡町中島193番地1
就任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太傘田1300番地3
理事	河本 孝	八代市鏡町下有佐97番地1
理事	伊藤 正美	八代市鏡町上鏡445番地2
理事	村崎 保雄	八代郡氷川町鹿野58番地
理事	岩村 孝一	八代郡氷川町網道315番地3
理事	西田 一憲	八代郡氷川町網道1435番地
理事	木村 理智人	八代郡氷川町野津2543番地
理事	前田 豊	八代郡氷川町大野594番地4
理事	中川 茂喜	八代郡氷川町早尾1984番地1
理事	秋山 利光	八代郡氷川町今756番地2
理事	内田 渡	八代郡氷川町宮原460番地
理事	小田 敏勝	八代郡氷川町有佐369番地
理事	赤星 睦生	八代郡氷川町中島315番地
監事	宮村 誠	八代市鏡町上鏡45番地
監事	小崎 義昭	八代郡氷川町網道630番地2
監事	中田 浩司	八代郡氷川町有佐320番地

**熊本県公告第359号**

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長藤本一臣から平成24年5月23日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年6月7日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第360号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字群前2400番25の一部  
378.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市幾久富1909-798ノアビル102号室  
荒牧 明美

**熊本県公告第361号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字南沖3792番17及び同3792番107  
305.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市津浦町13番74号  
中野 雅彦

**登載依頼****熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会公告第1号**

熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成24年6月15日

熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会

- 1 開催日時  
平成24年6月28日（木）  
午後3時から
- 2 開催場所  
熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市役所13階 中会議室
- 3 議題  
(1) 平成23年度における熊本県精神科救急医療システム整備事業の実施状況について  
(2) 熊本県精神科救急情報センターについて  
(3) 熊本県精神科救急医療システム整備事業実施要項等の改正について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室することができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会事務局  
(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課精神保健福祉班)  
(電話) 096-333-2234 (直通)

**熊本県教育委員会公告第7号**

平成24年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催について  
平成24年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を次のとおり開催します  
平成24年6月15日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 開催日時  
平成24年6月27日（水） 午後2時から午後4時まで

- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 地下大会議室
- 3 議事
  - (1) くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況について
  - (2) 熊本県教育委員会の点検及び評価（平成23年度対象）について
  - (3) くまもと「夢への架け橋」教育プランの見直しについて
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において受付を行い、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）  
（電話 096-333-2673）

**熊本県教育委員会告示第7号**

地方公共団体の物品等又は特手役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成24年6月15日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項  
平成24年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成24年7月9日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊本県教育委員会公告第8号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成24年6月15日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
ア 教育用コンピュータ 466セット

- イ サーバ 12セット
  - ウ その他周辺機器及びソフトウェア
  - (2) 借入物品の規格、品質等  
要求仕様書による。
  - (3) 借入期間  
平成24年9月1日から平成30年8月31日まで
  - (4) 納入期限  
平成24年8月31日(金)
  - (5) 納入場所  
要求仕様書による。
  - (6) 入札金額  
入札金額は賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (7) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格は設けない。
  - (8) その他  
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
  - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格者として営業種目「リース・レンタル(取扱業種OA機器類)」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査を行うこと。
  - ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成24年7月9日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
  - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 管理審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
  - エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
- 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)まで示す要件を満たしているかを確認するため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が3メガバイトを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録

- を電子入札システムで提出すること。
- イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合  
申請書等を4の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- （2）提出期間  
公告の日から平成24年7月18日（水）午後5時15分まで（閉庁日を除く。）  
に提出すること。
- （3）確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- （1）契約条項を示す場所  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係  
（熊本県庁行政棟新館6階）  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2719 FAX番号 096-384-1563
- （2）要求仕様書等  
ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成24年7月18日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分  
から午後5時15分までとする。  
イ 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情  
報）にて閲覧又は4の（1）に記載する場所で交付する。
- （3）入札説明会  
ア 日時 平成24年6月26日（火）午前10時00分から  
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁社会教育課横共用会議室（熊本県庁行政棟新館7階）
- （4）入札の日時及び場所  
ア 電子入札システムによる入札  
3の（3）記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成24年7月25日（水）  
午後5時15分までに入札すること。  
イ 紙入札方式による入札  
（ア）日時 平成24年7月26日（木）午前10時00分  
（イ）場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6  
階）
- （5）開札の日時及び場所  
4の（4）のイに同じ。
- 5 入札方法等
- （1）入札方法  
ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の（4）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付  
締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の（1）に  
示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式に  
よるものとする。  
イ 紙入札方式により持参する場合  
別に定める「くじ番号を記載した入札書」により作成し、4の（4）のイの日時  
及び場所に持参し、提出すること。ただし、代理人をして入札するときには、別に定  
める別紙様式2の「委任状」を入札書と同時に提出すること。なお、郵送を認める  
が、次の事項に留意のうえ、平成24年7月25日（水）までに4の（1）に記載  
する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。  
（ア）封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託  
業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。  
（イ）再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開  
札日時」を朱書きし、同封すること。
- （2）開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式において入札した者  
がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。  
この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行  
事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- （3）落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込  
みをした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あ  
る場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- 6 再度の入札  
1回目の開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。再入札は1回限りとする。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を  
受けた日から、再度通知した日時までに電子入札システムにより入札すること。

紙入札方式で入札した者については、再入札の通知を受けた日時から、再度通知した日時までに4の(1)に示す場所に持参又は郵送で入札すること。

7 無効の入札

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
  - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
  - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
  - オ カ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
  - キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
  - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
  - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
  - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - サ 明らかに関連による認められる入札
  - シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) その他  
入札仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

8 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日。
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日。
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除できる。
    - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

10 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

11 Summary

- (1) Name and quantity of commodity  
A set of personal computers for education  
466 personal computers  
12 servers  
peripheral equipments and softwares
- (2) Deadline to supply commodity  
August 31th 2012
- (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal  
July 26th 2012 10:00 am

Senior High School Education Division,  
6th floor, New building Prefectural Office  
of Kumamoto  
(5) Deadline to submit bidding proposal  
by mail  
July 25th 2012  
(6) Language and currency to be used for  
bidding  
Japanese language and currency only  
(7) Name of the department in charge of  
this bidding contract  
Senior High School Education Division  
Board of Education Prefectural Office  
of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuoh Ward, Kumamoto C  
ity, Kumamoto Prefecture, 862-8609 Japan  
Phone: 096-333-2719 Fax: 096-384-1563

熊本県公安委員会告示第19号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

平成24年6月15日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

- 1 講習の名称  
駐車監視員資格者講習
- 2 講習の目的  
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識を習得させること。
- 3 講習の日時等

講習日時	講習場所	講習内容
平成24年7月26日(木曜日) 午前9時20分から午後6時まで	財団法人熊本テルサ 2階「研修室A」 熊本市中央区水前寺公園28番51号	講義7時間
平成24年7月27日(金曜日) 午前9時20分から午後6時まで		講義7時間
平成24年8月3日(金曜日) 午前9時30分から午前10時30分まで		修了考査1時間

注) 受付時間は、午前8時45分からとする。

- 4 受講者数  
28人（定員になり次第申込みの受付を終了する。）
- 5 受講手續
  - (1) 受付期間等  
平成24年7月2日（月曜日）から同年7月17日（火曜日）まで（熊本県の休日  
を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する県の休日を除く。受付時間  
は、午前8時30分から午後5時までとする。）
  - (2) 受付場所  
熊本県警察本部交通指導課（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
  - (3) 提出書類  
駐車監視員資格者講習受講申込書 1通  
なお、申込書は、前(2)の受付場所において、前(1)の受付期間に配布する。
  - (4) 申込方法  
受講の申込みは、申込書に必要な事項を記載の上、写真を張り付け、受講者本人が  
直接提出すること。  
なお、申込みに当たっては、受講者本人であることを確認できる運転免許証などの  
写真付きの身分証明書を提示すること。  
また、やむを得ない理由により代理人を通じて申し込む場合は、委任状のほか、申  
込書とともに受講者の住所、氏名、顔写真等を確認できる書類（運転免許証などの写

真付きの身分証明書)の写しを提出すること。

6 講習手数料

講習手数料(19,000円)は、熊本県収入証紙により、申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(2) 問い合わせ先

熊本県警察本部交通指導課

電話096(381)0110 内線5125・5126